

福島市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

福島市長 馬 場 雄 基

福島市規則第 69 号

福島市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

福島市国民健康保険条例施行規則（昭和38年規則第13号）の一部を次のように改正する。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第18条関係）

発行日： 年 月 日
被保険者番号：

支給決定通知書

福島市長

先に申請された国民健康保険療養費について、支給を決定し、
下記金融機関の預金口座に振り込みましたのでお知らせいたします。

記

受診者名	

金額	円
振込期日	年 月 日
金融機関	

診療年月 年 月

金融機関名は通知書作成時現在のものを記載しています。

様式第14号（その1）を次のように改める。

様式第14号（第27条関係）

(審査請求及び取消訴訟)

- 1 この通知書に記載された処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、福島県国民健康保険審査会に対して、審査請求することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、この審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、福島市を被告として（訴訟において福島市を代表する者は福島市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、①審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないで取消しの訴えを提起することができます。
- 3 詳細については、国保年金課にお問い合わせください。

国民健康保険 高額療養費 支給申請書					
被災者名・番号	申請者(世帯主)氏名		被災年月		
交通事故等の第三者行為	有 例				
個人番号	被災を受けた被災者氏名 生年月日			入外	日数
	傷病名			被災原因 医療機関等名	
			医療機関等所在地		
			日	被災原因 円	
				円	
			日	被災原因 円	
				円	
			日	被災原因 円	
				円	
			日	被災原因 円	
				円	
			日	被災原因 円	
				円	
上記のとおり申請します。 年 月 日					
福島市長					
住所 _____					
申訴者(世帯主)		個人番号 _____			
氏名 _____		略称番号 _____			
受取 口座					
<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する(利用する場合は公金機関の記入不要) <small>※ご自身で公金受取口座をマイナポータル上にて登録している方に限ります。</small> <input type="checkbox"/> 指定口座を指定する。					
1:現金 コード	会員機関 コード	支店 コード		種目	口座名義人
				1. 普通(総合) 2. 当座	リボナ
2:振込 機関名	銀行 信用金庫 支店名			口座番号	氏名
世帯主以外の方が受取る場合は、下記の委任状を記入・押印してください。					
委任状 年 月 日					
国民健康保険料等に関する受取を下記の代理人に委任します。					
世帯主住所 (申請者) _____					
世帯主氏名 _____ 印					
代理人住所 _____					
代理人氏名 _____ 個人番号 _____					

様式第14号（その2）を削る。

附 則

この規則は、令和8年1月5日から施行する。